

令和2年12月22日

四季が丘小学校保護者の皆様

四季が丘小学校
校長 倉本 樹

児童のスマートフォン等の使用に係るトラブルの未然防止等について

令和2年8月6日付で配付いたしましたが、今回冬休みを迎えるにあたり、改めて保護者の皆様に表記の件に係るお願いとして本通知を出させていただきます。

近年、全国的にスマートフォン等を使用したネットいじめやネット犯罪が発生し、小学生も巻き込まれるケースも報道されています。また、小学生が被害者だけでなく加害者になるケースも発生しています。本校においても実際にトラブルにつながりかねないケースも発生しており、危機感を持っております。

ぜひ、保護者の皆様には、我が子がスマートフォン等の使用に係るトラブルにかかわる前に、未然防止について考え、行動していただきたいと思っております。

以下のことにご理解いただき、子供たちをスマートフォン等の使用に係るトラブルから守るために、よろしく願いいたします。

メディア特性をご理解ください

携帯電話やスマートフォンは、単なる電話ではなくインターネット端末（コンピュータ）です。未成年者を非行や犯罪に引き込む情報にも簡単につながります。付属カメラを使ってわいせつ情報等を送受信することも簡単にできます。

保護者が責任を持ってください

上記のメディア特性から、スマートフォン等のインターネット端末は、判断力や道徳性の発達も未熟な子供に好き勝手に使わせるべきではありません。いつでもどこでも使用可能で指導が難しいスマートフォン等の使用には特別な注意が必要です。

保護者によって買い与えられたスマートフォン等を通じて起こったトラブルが、問題となって表れるのは学校です。友達関係の崩れ、睡眠不足による体調不良や授業への集中力の低下、個人情報の流出等の問題です。ネット上に個人情報がいったん流出すれば、残存し、複製されたり伝搬したりします。学校内のパソコン等でのインターネット使用については学校が責任を持ちます。学校の管理下以外で子供たちが使用しているものについては、学校は責任を持ってません。

保護者が我が子にスマートフォン等を買ったときから、我が子がトラブルを起こさないように、保護者が注意・指導を行う必要があります。すでにスマートフォンを買い与えていれば、現在、我が子がいつどこでどのように使用しているのか、把握できているでしょうか。

（裏面に続きます）

トラブルに対して学校は

学校は、学校の管理下以外のトラブルに対しても、学校生活に影響を及ぼすこともあり、知ったからには指導します。しかし、あくまでも保護者の問題解決の支援者としての立場での指導です。しかも、学校は教育機関であり、捜査機関ではありませんので、ネット上のトラブルのすべての事実を把握し確定することが不可能であるため、十分な指導は不可能です。

また、ネット上での誹謗中傷や個人情報流出等の**違法性の疑いのある事案は**、子供たちの将来のために、専門機関である**警察と連携をします**。法に違反する事案であれば、事件として警察の捜査対象になり、子供とともに保護者に対しても徹底して捜査がなされます。当然、**学校は捜査の協力をしなければなりません**。ご承知おきください。

トラブルの未然防止のために家庭では

- 1 子供がスマートフォン等を欲しがったら、なぜ必要なのか説明させ、場合によっては買い与えない。
- 2 買い与える場合には、「あなたを守るためにルール（※）をつくる」ということをしっかりと子供に伝え、子供と話し合いながらルールを定める。
- 3 ルールを守れなければ取り上げるなどペナルティを科すとともに、守れていたらほめるなど、しつけをきちんとする。

【※ ルールの例】：ルールは見えるようにしておくこと

わが家のスマートフォンルール

- 1 家の中では家族のいる場所で使う
- 2 食事中はさわらない。
- 3 寝るときは居間に置く。
- 4 メールや掲示板に悪口やうそ、うわさを書かない。
- 5 人の悪口やうそ、うわさが回ってきても、人には回さない。
- 6 自分に送られていやなメールは、人にも送らない。
- 7 夜〇時以降は使わない。
- 8 使う時間は1日〇時間以内にする。
- 9 トラブルに巻き込まれるなど困ったときは、すぐに親に相談する。
- 10 ルールを守らなかったら、解約する。